

南伊豆町避難情報に関するガイドライン

(土砂災害・水害・高潮災害・津波災害)

令和3年8月

南伊豆町

この基準は、現在、災害の発生が想定される状況において、実際に運用している事項をまとめたものであり、今後詳細な基準を定めるための体制が整備されるまでの暫定版である。

なお、この基準は、関係住民からの意見や、避難等の実情に合わせ、適宜、必要に応じて見直し、変更していきます。

目 次

頁

【共通】

1 避難情報の発令区分	1
2 町の体制	3
3 情報の収集	3
4 避難情報の伝達	5

【土砂災害】

1 土砂災害を警戒すべき箇所	6
(1) がけ崩れ	
(2) 土石流	
(3) 地すべり	
2 避難情報の対象となる避難すべき区域	6
図－1 地区区域図	7
表－1 地区別自主防災会	7
3 避難情報の発令判断基準	8
4 避難情報の解除の考え方	9
5 避難情報の伝達文（例）	10

【水害】

1 警戒が必要な河川	11
2 避難情報の対象となる避難すべき区域	11
3 避難情報の発令判断基準	11
4 避難情報の解除の考え方	14
5 避難情報の伝達文（例）	14

【高潮災害】

1 避難情報の対象となる避難すべき区域	16
2 避難情報の発令判断基準	16
3 避難情報の解除の考え方	16
4 避難情報の伝達文（例）	17

【津波災害】

1 避難情報の対象となる避難すべき区域	18
2 避難情報の発令判断基準	18
3 避難情報の解除の考え方	18
4 避難情報の伝達文（例）	19

【参考資料】

1 雨量・土砂災害に係る情報の入手方法	20
2 土砂災害 避難情報 フロー図	21
3 青野川浸水想定区域図（計画規模）概要	22
4 青野川浸水想定区域図（想定最大規模）概要	23
5 連絡先一覧表	24
6 関連用語	26

【共通】

本マニュアルは、水害、土砂災害、高潮、津波災害を対象とする。

1 避難情報の発令区分

避難情報の発令区分は、以下のとおりとする。

「避難情報に関するガイドライン（令和3年5月）」より抜粋

区分	発令時の状況	住民に求める行動
警戒レベル3 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none">・災害が発生するおそれがある状況・災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難するべき状況	<ul style="list-style-type: none">・高齢者等は危険な場所から避難する。※¹・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。
警戒レベル4 避難指示	<ul style="list-style-type: none">・災害が発生するおそれが高い状況・災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難するべき状況	<ul style="list-style-type: none">・居住者等は危険な場所から全員避難する。※¹
警戒レベル5 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none">・災害が発生又は切迫している状況・居住者等が身の安全を確保するために指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況	<ul style="list-style-type: none">・居住者等は命の危険があることから直ちに身の安全を確保する。・具体的にとるべき避難行動は、「緊急安全確保」※²である。

※¹具体的にとるべき避難行動は、「立退き避難」※³を基本とし、洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで自らの判断で「屋内安全確保」※⁴することも可能である。

※²緊急安全確保：災害が発生・切迫し、指定緊急避難場所等への立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまったと考えられる場合に、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等すること。

※³立退き避難：災害リスクのある区域等の居住者等が、自宅・施設等においては命が脅かされるおそれがあることからその場を離れ、災害リスクのある区域等の外側等、対象とする災害に対し安全な場所に移動すること。

※⁴屋内安全確保：災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、上階への移動や高層階に留まること等により、計画的に身の安全を確保すること。

○ 避難情報発令の時期への配慮

- ・ 住民が避難するためには、避難情報を町から住民に周知・伝達する時間、住民が避難の準備をする時間及び避難所等へ移動する時間が必要であり、防災行政無線等の情報伝達方法の整備状況や避難所等の位置から避難に必要な時間の確保に努める。
- ・ 基本的に夜間であっても躊躇することなく、避難情報は発令する。

○ 避難情報の解除

気象状況及び現地状況等、二次災害等の恐れが無いことを十分確認したうえで、避難情報を解除する。

2 町の体制

地域防災計画及び水防計画に基づく体制とする。

種別	配備基準	配備内容	配備課等
災害対策本部が設置されていないとき	第1次事前配備体制	・大雨、洪水注意報のいずれかが南伊豆町に発表され、危険な状態が予想されるとき ・その他、状況により町長が指令したとき	情報収集を主とし、状況により他の職員を動員できる体制 総務課防災係
		・津波注意報が県下に発表されたとき	情報収集を主とし、状況により他の職員を動員できる体制 総務課防災係 地域整備課 その他関係課
	第2次事前配備体制	・大雨、洪水、高潮、暴風警報のいずれかが南伊豆町に発表されたとき ・その他、状況により町長が指令したとき	必要な警戒活動にあたり、事態の推移により、速やかに災害対策本部を設置できる体制 総務課防災係 地域整備課 その他関係課
		・上記に追加して土砂災害警戒情報が発表されたとき	避難所を開設できる体制
		・津波警報が県下に発表されたとき ・震度4の地震を観測したとき ・その他、状況により町長が指令したとき	必要な警戒活動にあたり、事態の推移により、速やかに災害対策本部を設置できる体制 総務課防災係 地域整備課 商工観光課 震度4の地震の場合、班長以上
	突発的灾害応急体制	・多数の死傷者が発生し、通常の消防力では対応が困難だと思われる事故が発生したとき ＊航空機の墜落、船舶の海難又はガス爆発などの事故	情報収集及び連絡活動を主とし、事態の推移により、速やかに災害対策本部を設置できる体制 総務課防災係 その他関係課
	非常体制	・震度5弱以上の地震を観測したとき ・南伊豆町全般にわたり大規模な災害が発生したとき ・その他、状況により町長（本部長）が指令したとき	全職員により災害対応する体制 全職員

3 情報の収集

住民、自主防災会、消防団等からの通報、及び国、県等が発信する情報の収集に努めるものとする。

なお、情報の取扱については以下の事項に留意するものとする。

- (1) 土砂災害警戒情報や気象注警報等の重要な情報については、発信者である県砂防課や静岡地方気象台等に、降雨状況の見通しや他市町での被害状況等、事態の切迫性を示す付帯情報を確認すること。
- (2) 賀茂地域局危機管理課、警察等の防災関係機関と、被害情報等に関する情報交換を密に行いつつ、危険箇所がどの様な状況になっているか、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、県の総合防災情報システム（FUJISAN システム）を活用するとともに、消防団、自主防災会とも連携して広域的な状況把握に努めること。
- (3) 自然現象のため不測の事態も想定されることから、避難行動は、計画された避難場所等に避難するよりは、事態の切迫した状況等に応じて、被害が想定される区域外の建物等に避難することが適切であることを想定しておくこと。

【参考】

避難情報の発令基準として活用する「土砂災害警戒情報」は、県砂防課と静岡地方気象台が共同で発表するもので、内容については次のとおりである。

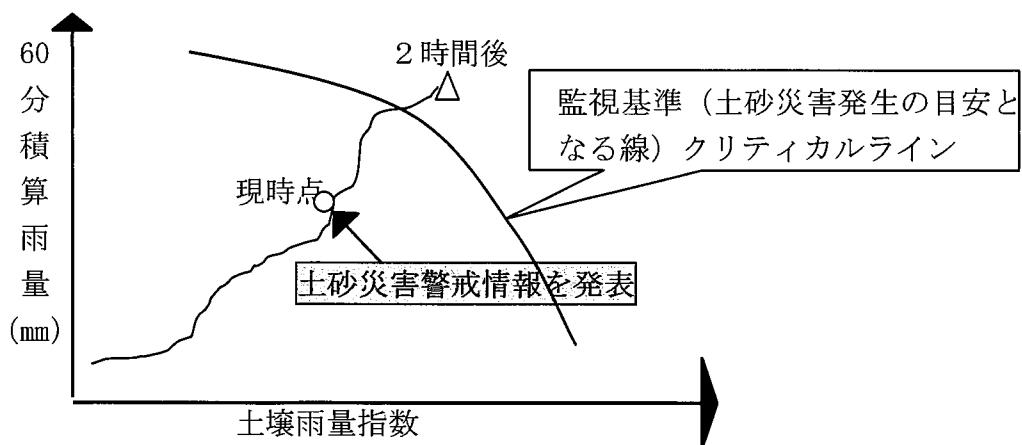
(ア) 土砂災害警戒情報は、解析雨量（60 分間積算雨量）※1 と土壤雨量指数※2 の 2 つの指標を組み合わせて設定された監視基準（クリティカルライン）を基に発表される。

なお、監視基準は、地域の地質や過去の災害状況を踏まえ 5 km四方（メッシュ）ごとに設定されている。

※1 解析雨量とは、全国に展開されている気象レーダーとアメダス等の地上の雨量計を組み合わせて、1 km四方（メッシュ）の細かさで解析した雨量分布で、雨量計の観測網にからならない局所的な強雨が把握できる。

※2 土壤雨量指数とは、土壤中に貯まっている雨水の量を示す指数で、指数が高いほど、がけの重みが増し、崩壊する危険性が高くなる。

監視基準イメージ図



4 避難情報の伝達

住民、観光客等に対し、町並びに関係機関の保有する通信設備等の手段を活用して行うものとし、地域の特性等に応じ、地域の自主防災会、消防団等の協力により、速やかに伝達するものとする。なお、災害時要配慮者については、「南伊豆町災害時要配慮者避難支援計画」に基づいて実施する。

情報伝達手段

- 防災行政無線（屋外スピーカー・個別受信機・防災ラジオ）
- 電話・FAX（自主防災会長への連絡）
- インターネット（町ホームページへ掲載）
- 車両による広報（消防団等に協力要請）
- エリアメール（県防災情報システムを活用）
- 防災行政無線（移動系）
- 衛星携帯電話（※ 孤立予想集落のみ配備）

【土砂災害】

土砂災害には、土石流、がけ崩れ、地すべりがある。

土石流とは、山腹谷底にある土砂が長雨や集中豪雨などによって、一気に下流へと押し流される現象であり、がけ崩れとは、降雨時に地中にしみ込んだ水分により不安定化した斜面が急激に崩れ落ちる現象である。

また、地すべりとは、斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によって、ゆっくりと斜面方向に移動する現象をいう。

1 土砂災害警戒区域

斜面などの地形状況、過去の災害実績等を踏まえ、土砂災害を警戒すべき区域を次のとおりとする。

(1) がけ崩れ

傾斜度が 30 度以上で高さが 5 m 以上の斜面のうち、土砂が崩れた場合に人家等の被害が想定される急傾斜地警戒区域（285 箇所）を警戒すべき区域とする。

(2) 土石流

土石流の発生の恐れのある渓流において、扇頂部から下流で勾配が概ね 3 度以上の区域で、土石流の発生により人家等の被害が想定される土石流警戒区域（304 箇所）を警戒すべき区域とする。

(3) 地すべり

土地の一部が地下水等に起因して斜面が移動することにより、人家等の被害が想定される地すべり警戒区域（1 箇所）を警戒すべき区域とする。

2 避難情報の対象となる避難すべき区域

(1) 急傾斜地警戒区域、土石流警戒区域の保全対象を含む区域及び地すべり警戒区域を避難すべき区域とする。

(2) 地形や降雨の特性を考慮し、避難すべき区域を図－1 に示すとおり 6 つの地区（南崎地区・竹麻地区・南中地区・南上地区・三坂地区・三浜地区）に分ける。地区別に関係する自主防災会は表－1 のとおりである。

(3) 危険区域毎に町指定の避難場所は、表－1 のとおりであるが、別途、地域住民が早く、安全に避難できる場所（集会場等）を第一次避難所として設定する。

図-1 地区別区域図

(メッシュの番号は、静岡県土砂災害警戒情報補足情報配信システム（1kmメッシュ）におけるメッシュ番号である。)

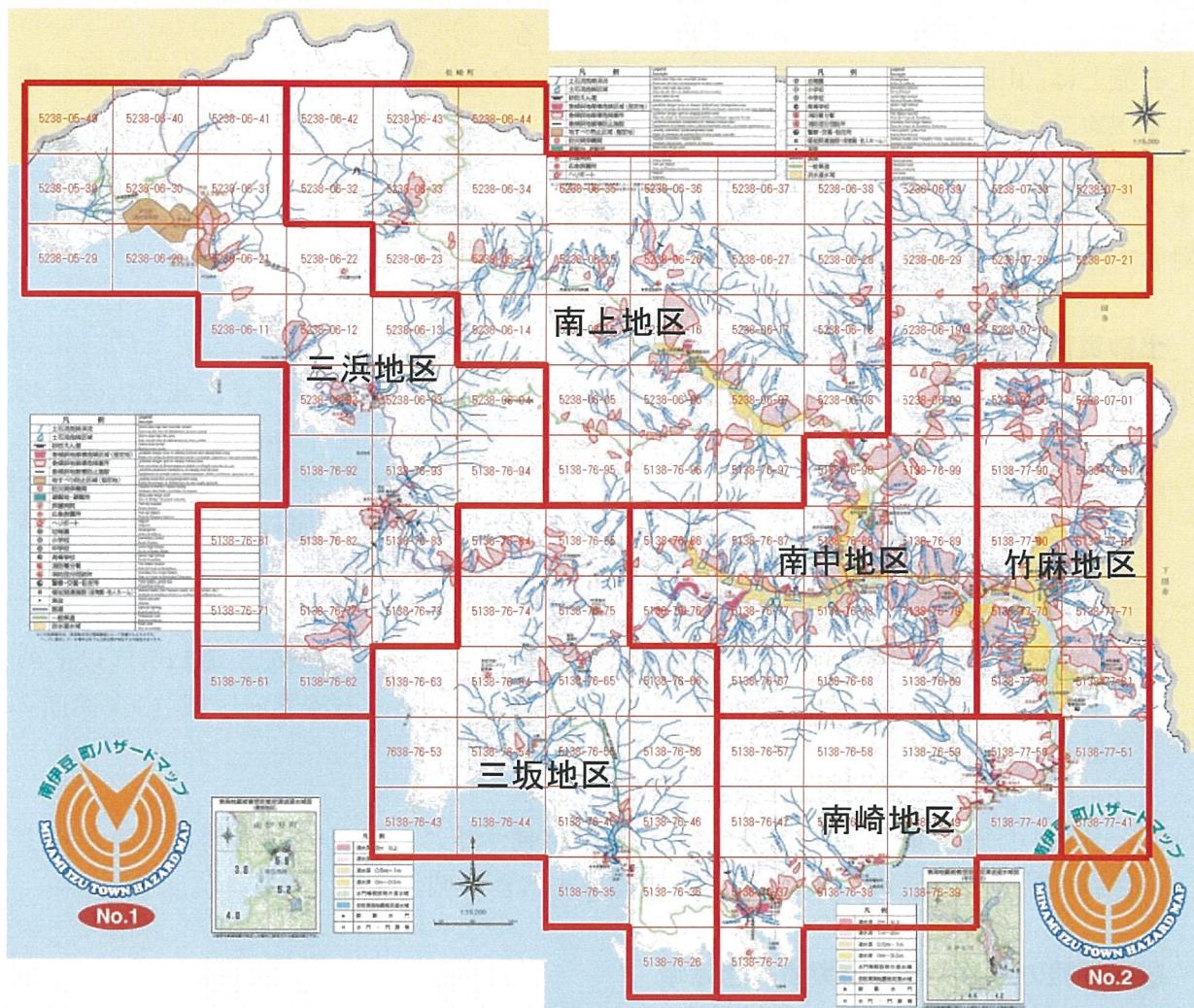


表-1 地区別自主防災会

番号	地区名	自主防災会名	指定避難所
1	南崎地区	石廊崎地区・大瀬地区・下流地区	南崎認定こども園
2	竹麻地区	手石地区・湊地区・青市地区	南伊豆東中学校 南伊豆東小学校
3	南中地区	石井地区・加納地区・二條地区 下賀茂地区・上賀茂地区・一條地区	南中小学校
4	南上地区	蛇石地区・平戸地区・市之瀬地区・川合野地区・青野地区 下小野地区・上小野地区・岩殿地区・毛倉野地区	南上小学校
5	三坂地区	差田地区・入間地区・中木地区・吉祥地区	三坂地区防災センター
6	三浜地区	立岩地区・吉田地区・妻良地区・東子浦地区・西子浦地区 伊浜地区・落居地区・一町田地区・天神原地区	旧三浜小学校

3 避難情報の発令判断基準

(1) 避難情報の発令については、以下の基準を参考に、気象予測（大雨（土砂災害）警報解析雨量・降水短時間予報等）や現地状況等を含めて総合的に判断する。

- 下記の①～④のいずれか1つに該当する場合に、避難情報を発令するものとする。

種 別	「警戒レベル3」 高齢者等避難	「警戒レベル4」 避難指示
がけ崩れ 土石流 地すべり	<p>① 南伊豆町に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報「土砂災害」）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報「土砂災害」）となった場合</p> <p>② 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合</p> <p>③ 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報「土砂災害」）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合</p> <p>④ 「土砂災害警戒情報」を補足する情報における予測雨量が3時間以内に「土砂災害発生の目安となる線（クリティカルライン）」に到達すると予想される場合</p> <p>【静岡県土砂災害警戒情報補足情報配信システムにおける黄色表示】 ※1</p>	<p>① 南伊豆町に土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報「土砂災害」）が発表された場合</p> <p>② 土砂災害の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報「土砂災害」）となった場合</p> <p>③ 大雨警報（警戒レベル3相当情報「土砂災害」）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合</p> <p>④ 当該地区で土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見された場合</p> <p>⑤ 「土砂災害警戒情報」（土砂災害警戒情報を補足する情報における予測雨量が2時間以内に「土砂災害発生の目安となる線（クリティカルライン）」に到達すると予想される場合</p> <p>⑥ 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p> <p>⑦ 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合</p> <p>【静岡県土砂災害警戒情報補足情報配信システムにおける橙色表示】 ※1</p>

種別	「警戒レベル5」 緊急安全確保	
がけ崩れ	① 当該地区で土砂災害の発生が確認された場合 ② 人的被害の発生が確認された場合	
土石流	③ 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報「土砂災害」）が発表された場合	
地すべり		

※1 気象庁防災情報提供システム（5kmメッシュ）で状況を確認後、詳細は静岡県土砂災害警戒情報補足情報配信システム（1kmメッシュ）のスネークグラフ等を参考に判断する。

- (ア) 避難情報を発令する区域は、1-(2)-イに掲げた6地区（南崎地区・竹麻地区・南中地区・南上地区・三坂地区・三浜地区）を単位とし、例えば静岡県土砂災害警戒情報補足情報配信システム（1kmメッシュ）において、地区内のメッシュが1箇所でも危険となった場合、該当地区全体の関係する自主防災会へ発令する。
- (イ) 台風情報等、土砂災害に係る精度の高い情報が入手できる場合は、上記の基準にとらわれず、十分な時間的余裕を持って「高齢者等避難」の発令を行う。
- (ウ) 地域住民が自ら前兆現象を発見した場合は、その連絡を受けた町がその現場を確認した上で、避難情報を発令するのかしないのか判断する材料とし、住民に対しては、直ちに自主的避難することを促すこととする。

4 避難情報の解除の考え方

避難情報の解除については、当該地域の土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報「土砂災害」）が解除された段階を基本として、解除するものとする。ただし、土砂災害が発生した場合には、慎重に解除の判断を行う必要がある。

5 避難情報の伝達文（例）

避難情報を発表する場合は、「各情報に至った理由・状況を簡潔に伝達すること」「避難所については、具体的に伝達すること」「避難に支障となることがある場合は、その状況も合わせて伝達すること」に配慮するとともに、同報無線等においては、状況によっては聞き取り難いことも考えられることから、できるだけ要点を簡潔に伝えることに努める。伝達文は、次の例文を基本とする。

■【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達文（例）

こちらは、広報みなみいづです。
役場総務課からお知らせします。
現在、南伊豆町に大雨警報（土砂災害）が発表されています。
このため、○時○分○○地区に対して警戒レベル3、「高齢者等避難」を発令しました。
お年寄りや、避難に時間がかかる方は直ちに○○学校へ避難してください。
その他の方も、避難の準備を始めてください。

■【警戒レベル4】避難指示の伝達文（例）

こちらは、広報みなみいづです。
南伊豆町災害対策本部からお知らせします。
現在、南伊豆町に土砂災害警戒情報が発表されています。
このため、○時○分○○地区に対して警戒レベル4、「避難指示」を発令しました。
直ちに○○学校へ避難してください。
十分な時間がない方は、崖（または渓流）からできるだけ離れて、安全な建物に避難してください。

■【警戒レベル5】緊急安全確保

(緊急放送！緊急放送！) こちらは、広報みなみいづです。
南伊豆町災害対策本部からお知らせします。
○○地区で土砂災害の発生が確認されました。
このため、○時○分○○地区に対して警戒レベル5、「緊急安全確保」を発令しました。
大至急、近くの安全な場所に避難して下さい。

【水害】

1 警戒が必要な河川

基準を適用する河川は、県が管理する二級河川のうち主要な河川とする。

県管理河川 青野川、前田川、鯉名川、二条川、差田川

2 避難情報の対象となる避難すべき区域

今後、過去の災害実績や、地図情報（土地の高低）等の既存資料を基に、下記の区域を特定し、「避難すべき区域」とする。

- ・床下まで水没する区域、浸水時の水位上昇速度が極めて速い区域
- ・浸水深や流速により、浸水時の歩行が難しい区域
- ・氾濫水の勢い（流体力）によって家屋の損壊・流失、住民等の生命又は身体への被害が生ずる恐れがある区域

3 避難情報の発令判断基準

県が管理する河川等は県の情報を、町が管理する施設等については、関係部署の情報を基とし、気象状況、現地の状況等を踏まえ、以下の基準で判断するものとする。

【青野川】 水位観測所あり

	竹麻地区	南中地区	南上地区
避難地域	手石・湊・青市	下賀茂・加納・石井 ・二條	岩殿・下小野・川合野
観測地点	日野橋	前原橋	下小野橋
警戒レベル3 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none">・町内に大雨警報（警戒レベル3相当情報「浸水害」）、洪水警報（警戒レベル3相当情報）が発表された場合・前原橋の水位が2.60mに達し、さらに上昇が見込まれる場合・堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合・警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降	2.60m ※1	<ul style="list-style-type: none">・町内に大雨警報（警戒レベル3相当情報「浸水害」）、洪水警報（警戒レベル3相当情報）が発表された場合・前原橋の水位が2.60mに達し、さらに上昇が見込まれる場合・堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合・警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降

	雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合		雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
警戒レベル4 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・前原橋の水位が3.10mを越え、さらに上昇が見込まれる場合 ・堤防に異常な漏水・浸食等が発見された場合 ・警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ・警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合 	3.10m	※2
警戒レベル5 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防の決壊や越水・溢水の発生が確認された場合 ・堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ・樋門・水門等の施設の機能障害が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防の決壊や越水・溢水の発生が確認された場合 ・堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ・樋門・水門等の施設の機能障害が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合

既往最高水位		3.22m (1991.9.10)	
～補足～			
<ul style="list-style-type: none"> ・避難地域は各地区の青野川水系沿岸部。青野川浸水想定区域図(H31.3)による。 ・浸水図を3つの地区に分け各地区に観測地点を設ける。 ・現在水位計が設置されているのは前原橋のみであるため、残りの2橋について水位計の設置を下田土木事務所(河川維持費)に要望する。 ・各水位は平均水位からの高さである。 ・水位計設置後は水位計の数値を基準とする。 ・前原橋のHWL(計画高水位)は4.0m。 			
※1 避難判断水位 ※2 沼澤危険水位(特別警戒水位)			

【その他の河川】 水位観測所なし

種類	判断基準
警戒レベル3 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・町内に大雨(浸水害)・洪水警報(警戒レベル3相当情報)が発表され被害が発生すると予想される場合 ・近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測により浸水の危険が高い場合 ・大雨警報発表(警戒レベル3相当情報)かつ時間雨量50mm以上の降雨が観測予想された場合 ・堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合 ・警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
警戒レベル4 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・護岸天端まで水位が上昇すると予想された場合 ・河川施設の異常(護岸決壊の恐れ)を確認した場合 ・時間雨量60mm超過かつ2時間降雨予測が120mm超過する場合 ・内水はん濫により、30cm以上の浸水が発生し、今後浸水深の継続または増加が見込まれる場合 ・堤防に異常な漏水・浸食等が発見された場合 ・警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ・警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合
警戒レベル5 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防の決壊や越水・溢水の発生が確認された場合(沼澤発生情報等により把握できた場合) ・堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれがある場合 ・樋門・水門等の施設の機能障害が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるを得ない場合

	・大雨特別警報（浸水害）が発表された場合
--	----------------------

4 避難情報の解除の考え方

（1）水位周知河川（青野川）

避難情報の解除については、水位が氾濫危険水位及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として、解除するものとする。

また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、河川からの氾濫のおそれが無くなった段階を基本として、解除するものとする。

（2）その他の小河川

避難情報の解除については、当該河川の水位が十分に下がり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として、解除するものとする。

5 避難情報の伝達文（例）

避難情報を発表する場合は、「各情報に至った理由・状況を簡潔に伝達すること」「避難所については、具体的に伝達すること」「避難に支障となることがある場合は、その状況も合わせて伝達すること」に配慮するとともに、同報無線等においては、状況によっては聞き取り難いことも考えられることから、できるだけ要点を簡潔に伝えることに努める。伝達文は、次の例文を基本とする。

■【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達文（例）

こちらは、広報みなみいずです。
役場総務課からお知らせします。
現在、南伊豆町に大雨警報（浸水害）が発表されています。
このため、○時○分○○地区に対して警戒レベル3、「高齢者等避難」を発令しました。
お年寄りや、避難に時間のかかる方は直ちに○○学校へ避難して下さい。
その他の方も、避難の準備を始めてください。

■【警戒レベル4】避難指示の伝達文（例）

こちらは広報みなみいずです。
南伊豆町災害対策本部からお知らせします。
現在、南伊豆町に大雨警報（浸水害）が発表されています。
これまでの雨や、今後の予想から、河川の氾濫が予想されます。
このため、○時○分○○地区に対して警戒レベル4、「避難指示」を発令しました。
直ちに○○学校へ避難してください。
なお、○○付近は冠水により道路の通行ができませんので、十分に注意して避難してください。

■【警戒レベル5】緊急安全確保の伝達文（例）

(緊急放送！緊急放送！) こちらは、広報みなみいづです。
南伊豆町災害対策本部からお知らせします。
○○地区で河川の氾濫による浸水の発生が確認されました。
河川堤防の破綻が予想される非常に危険な状況です。
このため、○時○分○○地区に対して警戒レベル5、「緊急安全確保」を発令しました。
大至急、近くの安全な場所に避難して下さい。

【高潮災害】

1 避難情報の対象となる避難すべき区域

海岸に整備されている消波施設等から 50m の範囲で、被害のおそれのある地域を避難情報の対象地域とする。

2 避難情報の発令判断基準

台風や発達した低気圧の接近により、高潮による海面上昇が顕著の場合に、避難情報を発令する。

種類	判断基準
「警戒レベル3」 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none">・高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合・高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が南伊豆町にかかると予想されている、又は台風が南伊豆町に接近することが見込まれる場合・警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合・「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性がある旨、県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合
「警戒レベル4」 避難指示	<ul style="list-style-type: none">・高潮警報（警戒レベル4相当情報「高潮」）あるいは高潮特別警報（警戒レベル4相当情報「高潮」）が発表された場合・警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
「警戒レベル5」 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none">・海岸堤防等が倒壊した場合・異常な越波、越流が発生した場合・水位周知海岸において、高潮氾濫が発生した場合・水門、陸閘等の異常が確認された場合・潮位が「危険潮位」を超え、浸水が発生したと推測される場合・水位周知海岸において、高潮氾濫発生情報が発表された場合

※ 高潮のリスクと潮位・波高との相関関係の整理ができていないこと、潮位計、波高計、ITVカメラ等が十分整備されていないことなどから、具体的観測値に基づく避難情報の発令は直ちには難しい状況である。

気象庁発表の「高潮警報」「波浪警報」は有力な情報であり、高潮警報（警戒レベル4相当情報）もしくは波浪警報が発表され、（巡視を行った結果）護岸の越波や低地の浸水の恐れが認められた場合等、避難情報の発令を総合的に判断する。

3 避難情報の解除の考え方

- ・避難情報の解除については、当該地域の高潮警報（警戒レベル4相当情報）が解除さ

れた段階を基本として、解除するものとする。

- ・浸水被害が発生した場合の解除については、住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除するものとする。

4 避難情報の伝達文（例）

避難情報を発表する場合は、「各情報に至った理由・状況を簡潔に伝達すること」「避難所については、具体的に伝達すること」「避難に支障となることがある場合は、その状況も合わせて伝達すること」に配慮するとともに、同報無線等においては、状況によっては聞き取り難いことも考えられることから、できるだけ要点を簡潔に伝えることに努める。伝達文は、次の例文を基本とする。

■【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達文（例）

こちらは広報みなみいづです。

役場総務課から「高齢者等避難」についてお知らせします。

現在、南伊豆町に高潮注意報が発表されています。

このため、○時○○分○○地区に対して警戒レベル3、「高齢者等避難」を発令しました。

お年寄や、避難に時間がかかる方は直ちに○○学校へ避難してください。

その他の方も避難の準備を始めてください。

■【警戒レベル4】避難指示の伝達文（例）

こちらは広報みなみいづです。

南伊豆町災害対策本部から「避難指示」についてお知らせします。

現在、南伊豆町に高潮警報が発表されています。

このため、○時○○分○○地区に対して警戒レベル4、「避難指示」を発令しました。
直ちに沿岸地域から避難してください。

なお、××付近は越流（越波）のため道路の通行ができませんので十分注意して避難してください。

■【警戒レベル5】緊急安全確保の伝達文（例）

（緊急放送！緊急放送！）こちらは広報みなみいづです。

南伊豆町災害対策本部からお知らせします。

現在、南伊豆町に高潮氾濫発生情報が発令されています。

○時○分○○地区に対して警戒レベル5、「緊急安全確保」を発令しました。

大至急、近くの安全な場所に避難してください。

【津波災害】

1 避難情報の対象となる避難すべき区域

海岸に面した地区、及び河川に隣接した河口から 500m範囲で、被害のおそれのある地域を避難情報の対象地域とする。

南伊豆町防災マップで示された津波到達予測区域を主な対象地域とする。

2 避難情報の発令判断基準

- ・津波に対する避難に関しては、どのような津波であれ、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」は発令せず、基本的には「避難指示」のみを発令する。
- ・大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。基本的な区分は以下のとおりである。

種類	避難対象となる地域
津波注意報	・漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域を対象とする
津波警報	・海岸堤防等が無い又は海岸堤防等が低いため、高さ 3 m の津波によって浸水が想定される地域を対象とする
大津波警報	・最大クラスの津波により浸水が想定される地域を対象とする

※ ただし、津波の浸水範囲は、浸水想定の精度に限界があることから、上記の区域より内陸側であっても、立ち退き避難を行うものとする。

3 避難情報の解除の考え方

- ・避難指示の解除については、当該地域の大津波警報、津波警報、津波注意報が全て解除された段階を基本として、解除するものとする。
- ・津波被害が発生した場合の解除については、津波警報等が全て解除され、かつ、住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除するものとする。

4 避難情報の伝達文（例）

- ・避難情報を発表する場合は、「各情報に至った理由・状況を簡潔に伝達すること」「避難所については、具体的に伝達すること」「避難に支障となることがある場合は、その状況も合わせて伝達すること」に配慮するとともに、同報無線等においては、状況によっては聞き取り難いことも考えられることから、できるだけ要点を簡潔に伝えることに努める。伝達文は、次の例文を基本とする。

■津波注意報発令された場合（例）

こちらは、広報みなみいづです。
南伊豆町災害対策本部からお知らせします。
・○時○分、○○地区に対して「津波注意報」が発令されました。
沿岸部にいる方は、直ちに安全な高台に避難してください。

■津波警報発令の場合（例）

こちらは、広報みなみいづです。
南伊豆町災害対策本部からお知らせします。
・○時○分、○○地区に対して「津波警報」が発令されました。
津波が予想される海岸地区の方は、直ちに安全な高台、避難所に避難してください。

■大津波警報発令の場合（例）

(緊急放送！緊急放送！) こちらは、広報みなみいづです。
南伊豆町災害対策本部からお知らせします。
・○時○分、○○地区に対して「大津波警報」が発令されました。
非常に大きな津波の恐れがあります。
直ちに、安全な高台に避難してください。

【参考資料】

1 雨量・土砂災害に係る情報の入手方法

(1) 雨量情報

方 法	住民入手	ア ク セ ス 方 法
サイポスレーダー (静岡県土木総合防災情報)	○	ホームページアドレス http://sipos.shizuoka2.jp 携帯電話アドレス http://sipos.shizuoka2.jp/m/
気象庁ホームページ	○	ホームページアドレス http://www.jma.go.jp/index.html

(2) 土砂災害に係る情報

方 法	住民入手	ア ク セ ス 方 法
土砂災害情報	—	① 県危機管理部 (防災行政無線FAX) ② 県砂防課 (メール、電話)
気象庁防災情報提供システム (5kmメッシュで表示) ※1	—	気象庁ホームページアドレス http://www.jma.go.jp/index.html
静岡県土砂災害警戒情報補足情報配信システム (県砂防課 1kmメッシュで表示) ※1	○	静岡県ホームページ (砂防課) アドレス http://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-350/index.html

※1 システムの利用に当たっては、インターネット上のブラウザはファイヤーフォックスで確認すること。

(3) 留意事項

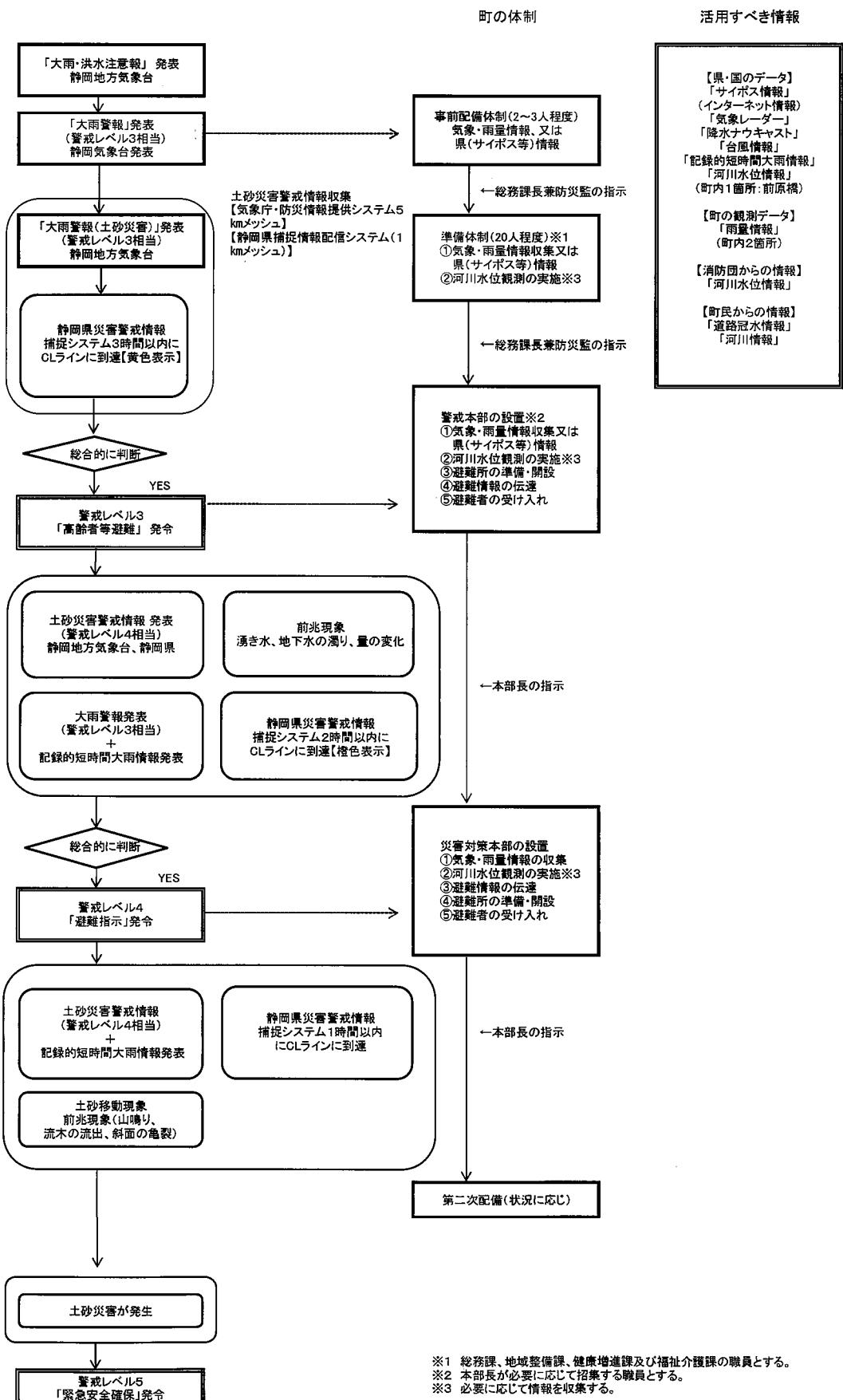
運用にあたっては、次の事項に留意する。

- (ア) 土砂災害警戒情報や気象注警報などの重要な情報については、発信者である県砂防課や静岡気象台等に、降雨状況の見通しや他市町での被害状況など、事態の切迫性を示す付帯情報を確認すること。
- (イ) 賀茂地域局危機管理課、警察などの関係機関と、被害情報等に関する情報交換を行いつつ、危険箇所がどの様な状況になっているか、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、消防団、自主防災会とも連携して広域的な状況把握に努めること。
- (ウ) 自然現象のため不測の事態も想定されることから、避難行動は、計画された避難場所等に避難するよりは、事態の切迫した状況等に応じて、被害が想定される区域外の建物等に避難することが適切であることを想定しておくこと。

2 土砂災害避難情報 判断フロー図

【例】

土砂災害 避難情報 判断フロー図



※1 総務課、地域整備課、健康増進課及び福祉介護課の職員とする。
 ※2 本部長が必要に応じて招集する職員とする。
 ※3 必要に応じて情報を収集する。

3 青野川浸水想定区域図(計画規模)の概要

(1) 計算条件の設定

- ・50年に1度の基本高水波形を採用する。

(2) 破堤地点

- ・築堤区間であること
- ・破堤による被害が甚大となる箇所であること(市街地等)
- ・HWL以上の水位が想定できる箇所であること
- ・破堤幅がおおきくなる合流点付近である等

(3) 対象となる水位周知河川

- ・青野川水系青野川(実施区間)

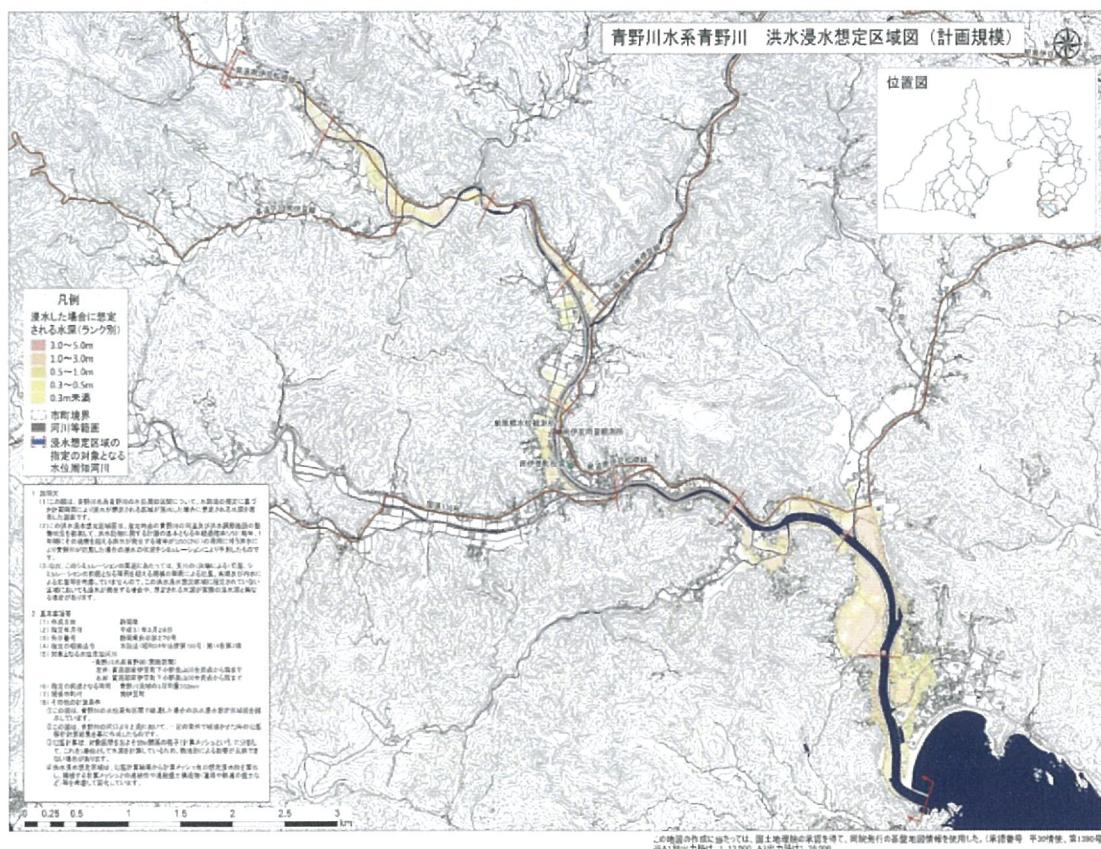
左岸:下小野奥山川合流地点から海まで

右岸:下小野奥山川合流地点から海まで

(4) 指定の前提となる降雨

青野川流域の1日雨量302mm

洪水想定区域図



4 青野川浸水想定区域図(想定最大規模)の概要

(1) 計算条件の設定

(1) 計算条件の設定
1000年に1度の基本高水波形を採用する。

(2) 破堤地点

- ・築堤区間であること
 - ・破堤による被害が甚大となる箇所であること
 - ・HWL以上の水位が想定できる箇所であること
 - ・破堤幅が大きくなる合流点付近傍である等

(3) 対象となる水位周知河川

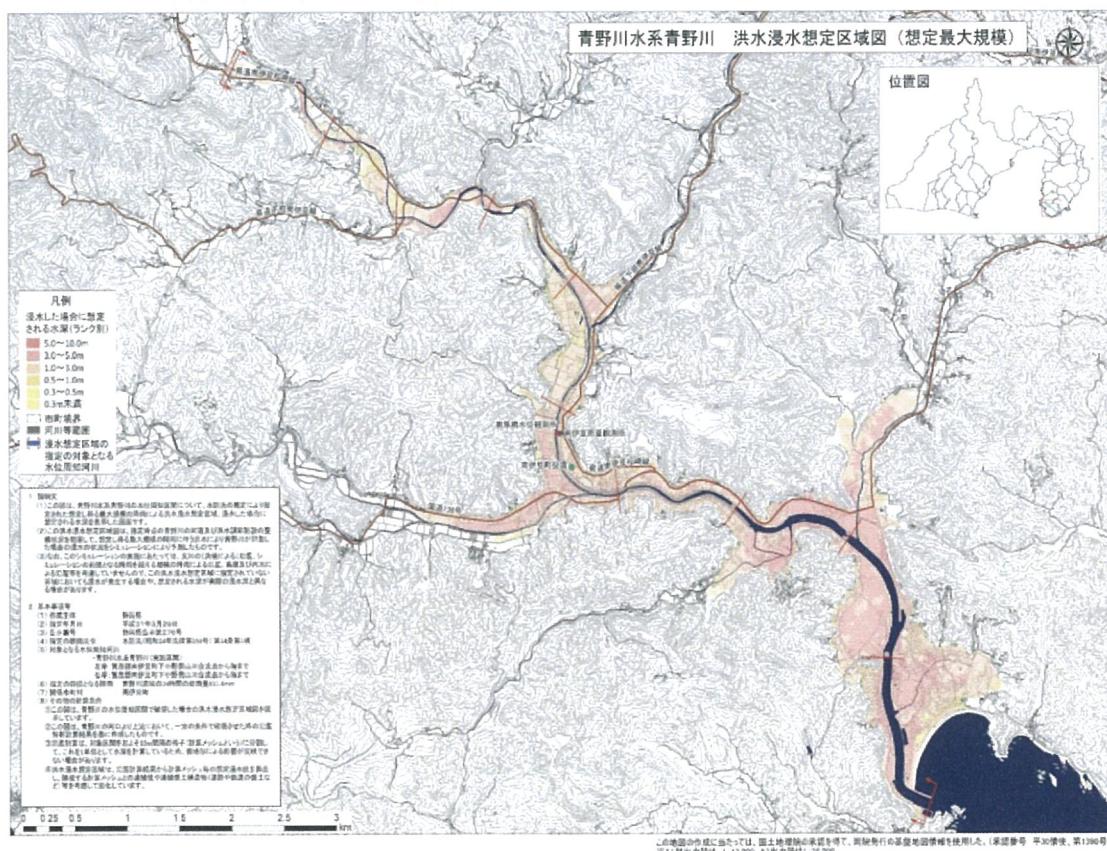
- #### ・青野川水系青野川（実施区間）

左岸：下小野奥山川合流点から海まで
右岸：下小野奥山川合流点から海まで

(4) 指定の前提となる降雨

(1) 指定の前提による降雨
青野川流域の24時間の総雨量811.4mm

浸水想定区域図



5 連絡先一覧表

関係機関連絡先（令和3年4月現在）

機 関 名	電話番号	FAX番号
静岡県危機管理部危機対策課	054-221-2072	054-221-3252
静岡県危機管理部危機政策課	054-221-2456	054-221-3252
静岡県危機管理部危機情報課	054-221-2644	054-221-3252
静岡県賀茂地域局危機管理課	0558-24-2004	0558-24-2008
静岡県交通基盤部河川砂防局河川企画課	054-221-3038	054-221-3280
静岡県交通基盤部河川砂防局土木防災課	054-221-3033	054-221-3564
静岡県交通基盤部河川砂防局砂防課	054-221-3042	054-221-3564
静岡県下田土木事務所企画検査課	0558-24-2113	0558-24-2162
静岡県下田土木事務所維持管理課	0558-24-2108	0558-24-2162
静岡地方気象台 技術課	054-286-3411	054-283-6922

機 開 名	無線電話番号
静岡県庁統制局	5-100-6039・6030
静岡県庁本部管理室 情報班用	5-100-6120～6129
〃 対策班用	5-100-6105～6119

災害の恐れのある災害時要援護者関連施設連絡先一覧

区 分	名 称	住 所	電話番号	FAX番号
介護老人福祉施設	みなとの園	湊638-1	62-8111	62-8112
〃	エクレシア南伊豆	加納792	36-3113	36-3117
介護老人保健施設	介護老人保健施設なぎさ園	湊 674	62-6800	62-7255
通所介護事業所	ケアセンターうばめ橋通所 介護事業所南伊豆	二条339-1	62-8100	62-2286
〃	三連水車デイサービス センター	青市 1030-1	62-0028	62-0205
老人福祉施設	賀茂老人ホーム	下賀茂 15-1	62-0102	62-2724
障害福祉サービス事業所	なんぷう館・さくら	下賀茂 357-1	62-1918	62-1915
〃	あしたば作業所	入間 6-1	62-5120	62-5120
障害福祉施設	さしだ希望の里	入間 9-2	62-1918	62-1915
保育施設等	南伊豆認定こども園	上賀茂 277	62-0002	62-2314
〃	地域子育て支援センター	上賀茂 277	62-0252	62-2314
〃	南崎認定こども園	大瀬 7	65-0080	65-0003
健康福祉センター	健康福祉センター	加納 790	36-3335	36-3336

教育関係施設連絡先一覧（令和3年4月現在）

名 称	住 所	電話番号	FAX番号
南中小学校	南伊豆町上賀茂 80	62-0032	62-2950
南伊豆東小学校	南伊豆町湊 243	62-0303	62-2955
南上小学校	南伊豆町下小野 640	62-0255	62-3002
南伊豆中学校	南伊豆町上賀茂 744-1	62-0041	62-3345
南伊豆東中学校	南伊豆町湊 1721	62-0458	62-3741
下田高等学校南伊豆分校	南伊豆町石井 58	62-0103	62-2799

各種団体連絡先一覧（令和3年4月現在）

名 称	住 所	電話番号	FAX番号
(福)南伊豆町社会福祉協議会	南伊豆町加納 790	62-3156	62-3156
南伊豆町商工会	南伊豆町下賀茂 323-1	62-0675	62-3054
南伊豆町観光協会	南伊豆町下賀茂 157-1	62-0141	62-1319
伊豆漁協南伊豆支所	南伊豆町手石 877-17	62-0320	62-2907

6 関連用語

用語	用語解説
あ行	
大雨警報 おおあめいほう	大雨によって、重大な災害の起こるおそれがある旨を警告して、気象庁が行う予報のこと。
か行	
解析雨量 かいせきうりょう	国土交通省河川局・道路局と気象庁が全国に設置しているレーダー、アメダス等の地上の雨量計を組み合わせて、降水量分布を1km四方の細かさで解析したもの。
がけ崩れ がけくずれ	雨で地中にしみ込んだ水分が土の抵抗力を弱め、斜面が突然崩れ落ちる現象のこと。前ぶれもなく突然起ることが多く、スピードも速いため、人家の近くで起きると逃げ遅れる人が多く死者の割合も高くなる。地震が原因で起きることもある。
クリティカルライン (監視基準) くりていかかるらいん (CL、Critical Line)	土砂災害警戒避難基準雨量の設定において、土砂災害が発生しやすい降雨水準である領域と土砂災害が発生しにくい領域を分けるため設定する線のこと。
さ行	
地すべり じすべり	粘土などのすべりやすい層を境に、その地面がそっくりズルズル動き出す現象のこと。地割れで田畠や家が壊されたり、押し出された土砂や地面の移動のために、道路や建物が広い範囲で被害を受ける。
前兆現象 ぜんちょうげんしょう	土砂災害の前に、発生する渓流や斜面などの日常とは異なる現象。注意深く観察することで土砂災害の発生を早期に予測して避難に繋がることがある。 ①がけ崩れ前兆現象：がけからの水が濁る。がけに亀裂が入る。小石がバラバラ落ちてくる。 ②土石流の前兆現象：山鳴りや、立木の裂ける音、石のぶつかりあう音が聞こえる。雨が降り続いているのに、川の水位が下がる。川の水が急に濁ったり、流木が混ざりはじめる。 ③地すべりの前兆現象：地面にひび割れができる。沢や井戸の水が濁る。斜面から水が吹き出す。
た行	
土砂災害 どしゃさいがい	土石流、がけ崩れ、地すべりなどの土砂移動を伴う災害のこと。

土砂災害警戒情報 どしゃさいがいけいかい じょうほう	土砂災害警戒情報は、大雨により土砂災害の危険度が高まった市町村を特定し、静岡県と静岡地方気象台が共同して発表する情報のこと。市町長が避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう、また、住民の自主避難の判断等に利用できることを目的としています。
土壤雨量指数 どじょううりょうしそう	気象庁で採用している土砂災害発生の危険性を判断するための降雨指標のこと。「実際降っている雨量の解析値」を基に、「川などへ流出した量とさらに深い地下へ浸透した量」を引いた雨量をモデル化し、各タンクの貯留量の合計を「土壤雨量指数」として作成している。数値が大きいほど土砂災害や洪水など大雨による災害発生の可能性が高くなる。土砂災害警戒情報発表の監視にも使用している。
土石流 どせきりゅう	大量の土・石・砂などが集中豪雨などの大量の水と混じりあって、津波のように出てくる現象のこと。流れの先端部に大きな石があることが多いため、破壊力も大きくスピードも速いので悲惨な被害を及ぼす。
ら行	
60分間積算雨量	60分前から現在までの雨量を積算したもの。土砂災害警戒情報発表の監視にも使用している。